

令和2年度第7回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年10月2日(金) 午前9時30分から  
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案第47号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について  
議案第48号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について  
議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第50号 非農地交付申請について  
議案第51号 農用地利用集積計画について  
議案第52号 農用地利用配分計画案について  
議案第53号 農用地利用計画の変更について

報告

報告第32号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について  
報告第33号 現況証明願について  
報告第34号 農地の転用のための届出の受理について  
報告第35号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、  
8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、14番 内藤 六市、  
15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、25番 太田 政俊、  
30番 八田 導英、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、37番 舩 憲明

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、7番 酒井 誠一、10番 成田 恭淑、  
12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、24番 浅岡 治徳、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、  
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、  
35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、  
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、主事 粟生 大樹

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め19名、出席は農業委員11名、推進委員8名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは14番の内藤 六市委員と15番の二村 誓也委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第47号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

鈴木（泰） 委員：27番 調査日9月25日。本申請は自宅から近く、耕作に便が良い土地であるため譲り受けて経営規模の拡大を図りたい譲受人と居住地から遠く耕作を続けていくのが困難な土地であるため、譲渡したい譲渡人によるものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸し農地が無いことを確認しています。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後田として水稻を栽培するとのことですが、現地の状況から見て問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

28番 調査日9月25日。本申請は自作地の隣地であり、耕作に便が良い土地であるため譲り受けて経営規模の拡大を図りたい譲受人と居住地から遠く耕作を続けていくのが困難な土地であるため、譲渡したい譲渡人によるものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸し農地が無いことを確認しています。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後田として水稻を栽培するとのことですが、現地の状況から見て問題ありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 48 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

神谷 委員：68 番 調査日 9 月 27 日。今回の申請は申請者の子供が車を所有するようになり、申請地の畑を駐車場として利用してきたということで、今回地権者、申請者双方から始末書を提出して是正をしたいというものです。申請地は圃場整備の区域として計画をされましたが 77 m<sup>2</sup>を残して別添の写真のとおり南側が道路と水田になったということです。登記上 77 m<sup>2</sup>の畑が残り圃場整備区域外とされました。その後双方了解の中で申請者宅の中で一部世帯の入り口として、その他は家庭菜園として利用されてきたわけではありますが、数年前から子供が成長して車を乗るようになったことから駐車場として利用されたそうです。今回双方の話ができては是正することとなりました。近隣の耕作者に聞き取りをしましたが問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

鈴木(要) 委員：69 番 調査日は 9 月 27 日。この議案は、夫と子供 2 人と両親の 6 人で暮らしている申請者が、家財道具が増えて手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地は畑となっていますが、周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

内藤 委員：70 番 調査日 9 月 26 日。この議案は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(学童)を営んでいる申請者が新規応募者受入れのため申請地に放課後児童健全育成事業所を設置したいという申請になります。申請地は畑。農地区分は第 3 種。最寄りの集落からの距離は 50m 以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

二村 委員：71番 調査日9月25日。この議案は、現在実家に夫婦で同居しているが、子供が生まれる予定があり手狭なため分家住宅を建築したいという申請となります。転用の必要性、妥当性、確実性は適です。申請地は畑。最寄りの集落からの距離は50m以内。貸借はなし。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

鈴木（泰） 委員：72番 調査日9月25日。この議案は、金物店を営んでいる申請者が、業務拡大に伴い資材を保管する場所が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいという申請となります。申請地は田となっておりますが、現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

杉浦 委員：73番 調査日9月27日。この議案は、申請者が現在居住している家を売却しなければいけなくなったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。よって、総合意見として許可と考えます。

中根 委員：74番 調査日9月26日。この議案は申請者が土地の嵩上げ工事を請け負ったが、工事車両進入路がないため、申請地を進入路として利用したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。最寄りの集落からの距離は250m程度。貸借はなし。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

新實 委員：75番 調査日9月29日。この議案は運送業を営んでいる申請者が、賃借している駐車場の一部を返還することになり、また大型トラックの増車によりトラック及び従業員用駐車場が不足するため申請地を駐車場として利用したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地は田となっておりますが、現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

76番 調査日9月29日。この議案は食肉加工・販売業を営んでいる申請者が、既存工場の増築に伴いトラック駐車場が不足するため、申請地に駐車場を設置したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。

申請地は田となっていますが、現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

臈 委員：77番 調査日9月24日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・确实性は適です。農地区分は第2種。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。なお、申請番号75番の案件につきましては申請転用面積が3,000㎡を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴き、許可するものとします。次に議案第49号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局：番号10番、11番は今回ご欠席の木俣委員が調査されましたので、事務局より説明させていただきます。10番。調査年月日は令和2年9月26日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回の申請につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が自ら農業を行っていくというものです。記載事項に間違い等ありませんでした。申請地での確認、本人等への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

11番 申出者は10番申請者と同一です。調査年月日は令和2年9月26日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回の申請につきまして、農

業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が利用権による特定貸付を行っていくというものです。記載事項について間違いありませんでした。また、申請地での確認、本人等への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可とする報告を受けております。

神谷 委員：12 番。調査年月日は令和 2 年 9 月 27 日。今回の申請は農業を営んでいた被相続人が今年の 5 月に亡くなられ、今までも農業を手伝っていたご長男が農地を相続して農業経営を引き継ぐものです。申請地の確認では一部作業委託もありますが今年もこの時期として適正な量の収穫がされております。また、本人にも聞き取りをしたところ、農業を引き継ぎ、今まで通り農作業をし、農業経営をしていくとの確認をしております。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 50 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請ついて、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見を願いたいします。

柴田(若) 委員：11 番、12 番、13 番。調査年月日は 9 月 30 日。3 件とも同一の箇所にある案件のため、まとめて報告をいたします。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。土地所有者は 20 年程前に相続をして以来耕作しておりませんので、申請地は完全に山林化し、農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(挙手多数)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 51 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 52 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

( 挙手多数 )

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 53 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画の変更について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局：1 番につきましては今回ご欠席の木俣委員が調査されましたので、事務局より説明させていただきます。1 番。付近の状況は集落地域。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

神谷 委員：2番。調査年月日は令和2年9月28日。申請者は名古屋の賃貸アパートに3人で暮らしている方で2年前にお子さんが生まれたということです。今のアパートでは手狭になったことから親と相談して今回の申請地に分家住宅を建築したいという申請です。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

保田 委員：3番。調査年月日は令和2年9月29日。調査は用排水総代、生産部長の3名で行いました。付近の状況は集落地域。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

新實 委員：4番。現在ある工場が規模拡大のため隣地の農地を駐車場として利用したいという申請です。付近の状況は集落地域。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

早川 委員：5番。企業の保有しているトラックが多数あり、駐車するスペースがないということで申請されたものです。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。

次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	43件
現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	8件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	21件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。



(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 14 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（14 番）

岡崎市農業委員会委員（15 番）